

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を次のように改正する。

2019年（令和元年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
26年藤沢市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第  
67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に  
関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。